

言葉があえて入った意味というのは、何か非常に大きなものがあるのか。

(総務課長)

- 「自立」については、社会福祉基礎構造改革により、自分がいろいろなサービスを選択して決めていくというように大きく仕組みが変わっていく中でその意味するところは大きい。介護保険制度、あるいは支援費制度等が導入されて、基本的には本人が相手方と契約をする際には自己決定をしていく。そういう意味で「自立」というのが非常に強調されているということ。したがって、自立を支援するために、情報公開や第三者評価、あるいは成年後見、地域福祉権利擁護事業等、自立を支援する仕組みというものが導入されてきている。

(岩田部会長)

- 難しい問題なのは、社会福祉事業あるいは社会福祉という範囲が列举でしか示せないということ。時代とともに膨らんでいく面もあり、その中身が、自己決定や権利主体に十分なり得ない未成熟な子供から、高齢者までも含んで非常に広い方々へのサービスであり、そのサービスも、最低生活保障というような、契約ではなく国の責務としてある部分と、ライフスタイルや価値観に非常に結びついているような選択の幅がある部分が、施設の中で混在してくる。2種のように、地域型になりますと、それがパーツになってきますので、契約になじむということが出てくるが、施設のような場合、そこが十分まだ分離できておらず、高齢者の施設にしても、措置という形でどうしてもしなければならないような事態が全くないとは言にくい側面がある。
- 今日のテーマで問題になっていることは、一般の方が多く利用するサービスであることと、恐らく非常に強く関係がある。それを社会福祉事業全体の問題として扱うのかどうかによっても「自立」の解釈に幅が出てくると思う。

(福田委員)

- 我が国は戦後、民主主義国家として経済的にも豊かになり、一人ひとりがしっかりと自立して、自分の意思で行動するという時代に入ってきた。日本における民主主義がかなり充実をしてきたのだと解釈している。そうした中で、地方分権を実現するためのキーワードとして自己責任・自己決定と言われているが、この自己責任・自己決定とは、実は地方自治体にのみ求められているのではなく、企業ももちろんだが、国民一人ひとりにも求められているというのが新しい国づくりであり、地方分権型の国づくりなのである。
- そのため、あくまでも、一人ひとりがまず自立をすることが基本で、その自立が自分の力でできない人に対して応援をするというのが社会福祉。社会福祉基礎構造改革は、地方分権型の国づくりの基本的な哲学、理念を社会福祉の中で生かそうとしているのだと私は認識し

ている。

(岩田部会長)

- サービスとしての福祉と所得保障としての公的責任という二重構造がある中で、自立ができないときの支援のあり方に自己決定が導入されており、一言で説明するのはむしろ危険なような気もする。

(松尾委員)

- 「自立」という言葉は最近の言葉だと思う。措置制度から言葉も変わってきたが、施設の種類によって違っているため、過去の経緯を並べ、一回見てみたらどうかと思う。介護保険だけでなく全体をきちんととらえておく必要がある。かつては「保護」とか「援護」とかという言葉を使っていたはずなので、その経緯を一回並べてもらうといい。

(岩田部会長)

- 生活保護法は自立自助の概念が入った法律なので、私の解釈では、日本は従来から非常に自立意識は強かったように思っている。

(小島委員)

- 原点に戻って社会福祉事業とはどういうものかということを経験するとすれば、社会福祉基礎構造改革でどういう議論があったのかということをもう一度押さえた上で、今、社会福祉事業のあり方をどうとらえて、それを担っている社会福祉法人はどうあるべきだということに議論が進むのだろうと思う。その辺を、次回御説明いただきたい。

(新津委員)

- 第三者評価の実施の結果、大変気になっていることがある。サービスを選ぶときに、事業者を選ぶということが大きいと思うが、実際はサービスを利用してからの自分が受けるサービスについて選ぶということに関して、利用者は非常に弱い立場にあると、特に施設については思っている。
- 様々な施設で、理念は明確になってきて、理念に基づく方針も非常に具体性を持ってきているように思うが、施設、事業所によって、自立の関係で言えば、意向を表出するということを支援している取組みが乏しいということと、それについての考え方にかなり差があるということ。それから主体性を発揮するということについての支援と取組みについてもばらつきがある。
- また、プライバシー保護という当たり前の環境についての考え、あるいは取組みがかんりの施設において差があり、評価する者としても、どこに基準を当てて評価をしたらいいのか悩むことがある。自立という点から、少し社会福祉法人としてのあるべき姿が具体化される

といいのではないか。

(高原委員)

- 民間企業の立場から、今後の社会福祉法人のあり方、ガバナンスを検討するにあたって、説明資料の10ページ「社会福祉法人・社会福祉事業の経営主体に関する現状」の情報に加えて、4点ほど資料をお願いしたい。雇用人員、経営規模、民間と実質的な公的支援を受けながらやっている法人との待遇の違い、今後の民営と公営の将来像をどう展望するかという将来の仮説についてである。改革の方向を検討していく場合に、民間企業の代表としてはこの4点について、詳細なデータがほしい。

(佐口委員)

- イコールフットィングに関して、例えば総合規制改革会議などでは、補助金や税制等を含めて考えており、先ほどの報告の中には民間参入前提でいろいろなことを考えるという話があったが、イコールフットィングそのものについて、どのような立場をとっているのか、前提として考え方を伺いたい。

(高岡委員)

- イコールフットィング論としてまず指摘されるが施設整備補助により社会福祉法人が得をされていてイコールフットィングではないではないかということ。社会福祉を続けてきた立場から言うと、行政施策の中で社会的弱者に対する処遇ということで施設整備を進めていくときに、行政が積極的にお金を出して処遇の拠点をつくっていく意味と、国が数値目標を実現するために、施設整備に伴うお金を1カ所に集めていくらつくれと言うような意味がある。
- また、施設整備補助を出すことによって、利用者の負担が安くなっているため、高齢者は相当お金を持っているのでそれを使ってもらったらどうかという意見があり、それはそれで検討に値すると思うが、イコールフットィング論で施設整備の補助に公費が出ているからそれはおかしいという意味では我々は捉えていない。
- 課税の問題は、株式会社については配当して残ったお金に対して国民の義務として負担してもらおうが、社会福祉法人のような公益に資する法人については、その分を質の高いサービスや、新たな福祉ニーズへの対応、地域福祉への積極的な貢献、公益事業等の財源へもっていくことの方が国民の福祉水準の確保、セーフティネットという意味では効果があると理解している。

(福間氏)

- 十分まとめきれないが、民間企業参入の議論というのは公的補助のあるなしというのが特に施設整備の方で問題になるが、一定額の補助があつて、あとは自己責任で賄うといった場

合に、民間企業であっても基本的な資金力がないとできないし、社会福祉法人の場合もそれなりの経営能力がないとできない。公費頼りでいくようなことではなくて、安定した事業体にならなければいけない。

- 社会福祉法人の税制に関しては、福祉の制度を契約制度にしても、どのような制度にしても、どうしても社会的に援助を必要とする状態というのは生まれる。そういう社会的な支援を必要とする人々への優先的な援助や積極的な支援について、税制優遇を受けている社会福祉法人として、それを理想的ではなくて、義務として行うということが必要ではないかという議論をしている。

(村田委員)

- 社会福祉法人に関しては、措置の時代までは一般の国民にとってほとんど関係のない存在で、どういう規制を受けてどういう助成があるのか、行政なのか民間なのかということも知らない人が多かった。しかし、契約の時代になり、すべての国民が社会福祉法人のサービスを利用することがあり得るという点で、より身近な存在になってくる。そういう視点を持って議論をしていかなければいけない。
- 高岡さんと中村さんの報告で、社会福祉法人の今後のあり方として、地域への貢献や低所得者に対する役割などがあったが、大変厳しい言い方をすると、今さら新しい今後のあり方として打ち出さなくても、あまりにも当然なことであるという印象を受け、果たしてこれが新しい時代の社会福祉法人のあり方として打ち出すことなのだろうかという感じを持った。

(高岡委員)

- 社会福祉法人が国民になじみがないというのはそのとおりだと思う。しかし、社会福祉法人は、昭和26年からあったが、施設経営ということ言えば法人の組織は全く形骸化されていた。施設自体は国民に非常に身近な問題としてとらえられていたと思う。ただ、国民すべてに普遍化された福祉の供給体として施設がどこまでやってきたかということについては、やはり画一的なサービスに終わっていたと思う。問題なければよしということで、サービスそのものも行政の方に向いていたが、これからはサービスの質、それ以外の地域への貢献ということが我々に課せられた課題だと思っている。今までは仕組み上、がんじがらめになっていて、それができなかつたと、我々自身の責任でもあるかもしれないが、理解をしている。

(大石委員)

- 社会福祉や社会福祉法人はどうあるべきかという議論は必要だとは思いますが、ある程度抽象概念の話になってしまうと思う。特別養護老人ホームも保育所も、一般的な感覚でいうと、圧倒的に数が足りず、かつ非常に画一的なサービスで、情報公開がされようとされまいと、

中身で選べるものは非常に少ないと感じる。今到達しようとしている目標がどの程度現実的かどうかというファクトと、中期的な目標でよいが、どの程度の、どういう質のどういう内容の施設を整備しなくてはいけないのかということについて、今までまとめられたものがあるとすれば、その目指す姿が本当に今国民に求められているものなのかということを一度検討し、そこから逆算してこういう社会福祉法人はどうあるべきであるとか、ほかの参入をどうするかとか、公的な費用をどう使うのかという議論ができると思う。そういうまとまったものがあれば、ぜひ拝見させていただきたい。

(福田委員)

- 昨年7月28日の部会のときに出された、社会福祉の基礎構造改革についての紙にはこれからどういう構造改革をやっていくのかということが説明されていた。情報公開の徹底と、第三者評価制度の導入、財務内容の開示、この3つをやれば、社会福祉法人であれ、医療法人であれ、株式会社であれ、全く関係なくなってしまう。この3つの仕組みを導入した場合、違いが明確にならない限りは、いろいろな事業主体の参入を認めると、そうならざるを得ないのではないのかという指摘をさせていただいたので、もう一度再確認する必要がある。

(岩田部会長)

- 導入の議論なので、大変根本的なことから具体的なことまであり、どこに行くのかわからないというような感じを持ったと思うが、これからの議論は、少しずつパーツに分けて具体的にどこに入れるように事務局と相談していきたい。
- 他の論点や歴史的な経緯もあるので、基礎構造改革の理念も一度にとはいかない。何よりもサービスを適切な範囲で確保することが、供給体の良好な競争と安定的な位置を前提として初めてサービスが安定的に供給されるということもあるので、社会福祉法人だけではなく、供給体全体を見通しながら、イコールフットィングというときに、競争相手として何を見ていくかということも含めて、具体的な議論をお願いしたい。

(佐々木委員)

- 高岡委員から、経営協での討議を踏まえたご報告を頂いたが、保育関係者も参画しているので、その関連で付け加えることはない。
- サービスにはコストはつきもの。社会福祉の需要に沿革的に公が中心に対応してきたが、介護保険制度まで進んできた。種々の事業分野があるので、基本論の上に、現実的な改革論議ができるとよいと思う。

(総務課長)

- 次回、第9回は、3月の下旬から4月にかけての間に本日と同じく、社会福祉事業及び社

会福祉法人につきまして、少し議論を整理して御議論を賜りたいと考えている。

(岩田部会長)

○ 以上で本日の部会を終了する。